

学校法人宮崎学園 監事監査規程

(趣旨)

第1条 学校法人宮崎学園（以下「学園」という。）における監事監査の基本事項は、私立学校法第37条第3項、第4項及び学園寄附行為第14条に規定するほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、監事が学園の業務の執行状況、財産の状況及び理事の業務執行状況の適正性について監査を行い、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立等に寄与することを目的とする。

(監査計画)

第3条 監事は、重要性・適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し監査計画を作成する。

2 監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

(業務監査)

第4条 監事は、学園の業務及び理事の業務が、法令・寄附行為等に準拠して適正に執行されているかを監査する。

2 監事は、次の事項について検証すべく、政策監査を実施する。

(1) 理事会により定められる政策内容が、建学の精神・理念、また、社会の要請に沿っているか。

(2) 理事会により定められる政策内容が、学園の将来計画等に基づいた経営方針・社会的存在理由に則しているか。

3 監事は、次の事項について検証すべく、執行監査を実施する。

(1) 学園及び理事の業務執行が経営方針・事業計画に準拠しているか。

(2) 学園及び理事の業務執行が自己点検・評価及び第三者評価をもとに、教育研究活動が経営方針に沿って行われているか。

(会計監査)

第5条 監事は、会計業務が学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠し、また、予算統制制度に基づき執行されているかどうかを監査する。

2 監事は、期中会計監査において、内部統制組織の信頼性を検証し、試査により監査を実施し、取引記録等の妥当性を検証する。

3 監事は、期末会計監査において、資産については実在性、負債については網羅性、基本金については合目的性を検証し、予算については資金収支・事業活動収支の妥当性を検証し、期末の財政状態を確認する。

(公的研究費監査)

第6条 監事は 公的研究費が関連規程や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）等に準拠し、適正に運営管理されているかどうかを監査する。

(監査の実施方法)

第7条 監事は、次の方法により、業務監査・会計監査・公的研究費監査を実施する。

- (1) 業務状況の聴取
- (2) 理事会議事録、その他重要な文書の閲覧
- (3) 会計に関する帳簿、書類等の調査
- (4) その他監査の実施に必要な事項についての報告の聴取又は調査

(監事会)

第8条 監事は、職務を遂行するために、監事全員による監事会を設置する。

2 監事は、監事会において、以下の事項を決定する。

- (1) 監査方針
- (2) 監査計画
- (3) 監査方法
- (4) 監査業務分担
- (5) 監査報告書の立案及び検討
- (6) その他監査実施にあたり必要な事項

3 監事会は、適宜開催する。

(監査報告書の作成)

第9条 監事は、毎会計年度、業務監査・会計監査・公的研究費監査の結果を踏まえ、正確かつ明瞭な監査報告書を作成する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事全員が署名押印する。

3 監事は、学園の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を監査報告書に追記しなければならない。

(理事会及び評議員会への報告等)

第10条 監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告する。

2 監事は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を、理事会に報告し、必要な場合には、助言・勧告を行う。

3 監事は、評議員会に提出される議案及び書類その他のものについて違法または著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には、評議員会に報告する。

(不正行為・重大な違反行為発見時の対応)

第11条 監事は、監査の結果、学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告する。

2 前項の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(公認会計士との連携)

第12条 監事は、財産の状況を監査するにあたり、公認会計士（監査法人を含む。）から報告を求めると共に、必要に応じ公認会計士に対し専門的事項の調査を委任することができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、監事会の議を経て、評議員会の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月29日（寄附行為変更認可日）から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。